

令和6年度有料老人ホーム一般検査結果の概要 (サービス付き高齢者向け住宅を含む。)

長野県健康福祉部
地域福祉課福祉監査担当

1 実施結果

区 分	実施数 ①	うち 文書指摘 ②	指摘件数	文書指摘割合 (%) ②／①
R 6 年度	62	49	149	77.8
R 5 年度	36	21	97	58.3

2 主な文書指摘事項

指 摘 事 項	件 数	割合(%)
身体拘束等の適正化へ向けた取組が不十分	35	24.1
非常災害対策が不十分	21	14.5
事故発生の防止等の取組が不十分	20	13.8
虐待防止の取組が不十分	16	11.0
衛生管理・感染症予防の取組が不十分	15	10.3
運営内容・手続の説明及び同意の不備	12	8.3
報酬・各種加算の算定誤り、不備	7	4.8
その他	23	15.9
計	149	100.0

【指導事例】

○ 身体拘束等の適正化に向けた取組が不十分

身体拘束等の適正化のための指針を整備していない、対策を検討する委員会を開催していない、研修を実施していない、身体拘束等を行った場合の理由等の記録がない事例がありました。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様、緊急やむを得ない理由等を記録しなければなりません。

また、身体拘束等の適正化を図るために、指針を整備し、対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、介護職員その他の従業者に対する研修を定期的実施する必要があります。

(参考)「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」(令和5年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における身体拘束廃止・

防止の取組推進に向けた調査研究事業」)

○ 非常災害対策が不十分

消火訓練及び避難訓練の実施について、消防法施行規則に定める実施回数に不足していた事例がありました。

また、感染症及び非常災害の発生時における業務継続計画に関しては、必要な研修及び訓練を定期的の実施する必要があります。

○ 事故発生の防止等の取組が不十分

事故発生の防止のための委員会や研修を行っていない、指針を整備していない事例等がありました。

事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された指針を整備しなければなりません。また、事故発生防止のための委員会を定期的を開催するとともに、職員に対する研修を定期的の実施する必要があります。

○ 虐待防止の取組が不十分

高齢者虐待の防止のために、虐待防止のための指針を作成し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、職員に対する虐待防止のための研修を定期的の実施しなければなりません。指針が作成されておらず、委員会と研修が定期的の実施していない事例がありました。

○ 衛生管理・感染症予防の取組が不十分

感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していない、対策を検討する委員会を開催していない、研修・訓練を実施していない事例がありました。

指針を整備するとともに、委員会を概ね6か月に1回以上開催、職員に対する研修・訓練を定期的の実施する必要があります。